

平成十三年政令第五十号

民事再生法第二百四十二条第三項の額を定める政令

内閣は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百四十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（最低限度の生活の維持に必要な一年分の費用の額）

第一条 民事再生法（以下「法」という。）第二百四十二条第三項の一年分の費用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 個人別生活費の額
- 二 世帯別生活費の額
- 三 冬季特別生活費の額
- 四 住居費の額
- 五 勤労必要経費の額

（個人別生活費）

第二条 前条第一号の個人別生活費の額は、再生債務者及び被扶養者（法第二百四十二条第二項第七号に規定する扶養を受けるべき者をいう。以下同じ。）のそれぞれについての次の各号に掲げる居住地域の区分（別表第一で定める居住地域の区分をいう。以下同じ。）に対応する当該各号に定める額の合計額とする。

- | | |
|-------|---|
| 一 第一区 | 別表第一の一の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 二 第二区 | 別表第一の二の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 三 第三区 | 別表第一の三の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 四 第四区 | 別表第一の四の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 五 第五区 | 別表第一の五の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 六 第六区 | 別表第一の六の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |

2 前項に規定する年齢は、再生債務者が再生計画案を提出した日以後の最初の四月一日における年齢とする。

（世帯別生活費）

第三条 第二号の世帯別生活費の額は、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-------|---|
| 一 第一区 | 別表第三の一の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 二 第二区 | 別表第三の二の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 三 第三区 | 別表第三の三の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 四 第四区 | 別表第三の四の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 五 第五区 | 別表第三の五の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 六 第六区 | 別表第三の六の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |

2 再生債務者と別居している被扶養者がある場合における第一条第二号の世帯別生活費の額は、前項の規定にかかわらず、再生債務者及び被扶養者が居住する住居のそれぞれについての次の各号に掲げる居住地域の区分に対応する当該各号に定める額の合計額とする。

（冬季特別生活費）

第四条 第二号の冬季特別生活費の額は、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-------|--|
| 一 第一区 | 別表第三の一の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 二 第二区 | 別表第三の二の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 三 第三区 | 別表第三の三の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 四 第四区 | 別表第三の四の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 五 第五区 | 別表第三の五の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 六 第六区 | 別表第三の六の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |

（冬季特別生活費）

第四条 第二号の冬季特別生活費の額は、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-------|---|
| 一 第一区 | 別表第四の一の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 二 第二区 | 別表第四の二の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 三 第三区 | 別表第四の三の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 四 第四区 | 別表第四の四の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 五 第五区 | 別表第四の五の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |
| 六 第六区 | 別表第四の六の上欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 |

2 再生債務者と別居している被扶養者がある場合における第一条第三号の冬季特別生活費の額は、前項の規定にかかわらず、再生債務者及び被扶養者が居住する住居のそれぞれについての次の各号に掲げる居住地域の区分に対応する当該各号に定める額の合計額とする。

一 二 三 四 五 六	第一区 第二区 第三区 第四区 第五区 第六区	別表第四の一の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 別表第四の二の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる当該住居に係る冬季特別地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 別表第四の三の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる当該住居に係る冬季特別地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 別表第四の四の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる当該住居に係る冬季特別地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 別表第四の五の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる当該住居に係る冬季特別地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 別表第四の六の上欄に掲げる当該住居に居住する再生債務者及び被扶養者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる当該住居に係る冬季特別地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
第五条 (住居費)	第一条第四号の住居費の額は、再生債務者及び被扶養者が居住する建物についての別表第六の第一欄に掲げる当該建物の所在地域、同表の第二欄に掲げる当該建物が所在する居住地域の区分並びに同表の第三欄に掲げる再生債務者及び被扶養者の合計数の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる額とする。	
2	前項の規定にかかわらず、再生計画（法第百九十六条第四号に規定する住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間（以下この項において「一般弁済期間」という。）の全期間を通じて次の各号に掲げる事情があると認められる場合における第一条第四号の住居費の額は、当該各号に定めるところによる。	
1	一 再生債務者が、前項の建物を所有せず、かつ、当該建物の借貸を支払わないこと。 二 再生債務者が、前項の建物を所有せず、かつ、当該建物についての借貸の一般弁済期間中の支払見込総額を一年間当たりの額に換算した額とする。 三 再生債務者が、前項の建物を所有し、かつ、当該建物についての法第百九十六条第三号に規定する住宅資金貸付債権に係る債務（次号において「住宅資金借入債務」という。）を負わないこと。 四 再生債務者が、前項の建物を所有し、かつ、当該建物についての住宅資金借入債務に係る一般弁済期間中の支払見込総額を一年間当たりの額に換算した額が前項に規定する額に満たないこと。 五 当該住宅資金借入債務に係る一般弁済期間中の支払見込総額を一年間当たりの額に換算した額とする。	
3	一 第一項の規定にかかわらず、再生債務者と別居している被扶養者がある場合における第一条第四号の住居費の額は、再生債務者及び被扶養者が居住するそれぞれの建物についての別表第六の第一欄に掲げる当該建物の所在地域、同表の第二欄に掲げる当該建物が所在する居住地域の区分並びに同表の第三欄に掲げる当該建物が所在する居住地域の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる額の合計額とする。 二 同表の第四欄に掲げる額の合計額とする。	
4	第一項に規定する建物について第二項各号に掲げる事情があると認められる場合における当該建物についての前項の規定による別表第六の第四欄に掲げる額について準用する。（勤労必要経費）	
第六条 (勤労必要経費)	第一条第五号の勤労必要経費の額は、再生債務者の収入が勤労に基づいて得たものである場合には、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第一区及び第二区 別表第七の一の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 二 第三区及び第四区 別表第七の二の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額 三 第五区及び第六区 四十五万五千円	
2	前項第一号及び第二号に規定する収入額は、法第二百四十二条第二項第七号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める期間の収入の合計額を一年間当たりの額に換算した額とする。	
3	第一項に規定する場合においては、勤労必要経費の額は、ないものとする。	
（廃置分合又は境界変更があった場合の居住地域の区分）	第七条 別表第一に掲げる市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の廃置分合があつた場合には、次の各号に掲げる区域に居住する者の居住地域の区分は、当該各号に定める市町村により定まる。 一 廃置分合により市町村の区域の全部又は一部が他の市町村に編入された場合における当該廃置分合後の当該市町村の区域 当該市町村 二 廃置分合により市町村を新たに置いた場合における当該廃置分合後の当該市町村の区域 当該区域が当該廃置分合前に属していた市町村（当該市町村が二以上あるときは、再生債務者に最も有利なもの） 別表第一に掲げる市町村の境界変更があつた場合には、当該境界変更に係る区域に居住する者の居住地域の区分は、当該境界変更により当該区域が属すこととなつた市町村により定まる。	
この政令は、民事再生法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の施行の日から施行する。		
別表第一 居住地域の区分の表（第二条関係）	一 埼玉県のうち川口市、浦和市及び大宮市 東京都のうち特別区の存する区域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市及び稲城市 神奈川県のうち横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び三浦郡葉山町 愛知県のうち名古屋市 京都府のうち京都 市 大阪府のうち大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市及び東大阪市 兵庫県のうち神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市	

第一区	北海道のうち札幌市及び江別市	宮城県のうち仙台市	埼玉県のうち所沢市、与野市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、和光市及び新座市
第二区	志野市及び浦安市	東京都のうち青梅市及び武藏村山市	神奈川県のうち横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市及び座間市
第三区	のうち宇治市、向日市及び長岡京市	大阪府のうち岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市及び泉北郡忠岡町	滋賀県のうち大津市
第四区	ち岡山市及び倉敷市	広島県のうち広島市、呉市、福山市及び安芸郡府中町	兵庫県のうち姫路市及び明石市
第五区	北海道のうち函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、千歳市、恵庭市及び北広島市	青森県のうち青森市	千葉県のうち千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習
第六区	市 福島県のうち福島市	茨城県のうち水戸市	埼玉県のうち盛岡市
第七区	越谷市、入間市、志木市、桶川市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、入間郡大井町及び同郡三芳町	栃木県のうち宇都宮市	秋田県のうち秋田市
第八区	及び四街道市	群馬県のうち前橋市、高崎市及び桐生市	山形県のうち山形
第九区	東京都のうち羽村市、あきる野市及び西多摩郡瑞穂町	埼玉県のうち川越市	岩手県のうち盛岡市
第十区	松田町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町及び津久井郡城山町	群馬県のうち前橋市	秋田県のうち秋田市
第十一区	県のうち甲府市	長野県のうち水戸市	岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市
第十二区	刈谷市、豊田市、知立市、尾張旭市及び日進市	埼玉県のうち水戸市	埼玉県のうち大津市
第十三区	うち泉佐野市、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町	千葉県のうち野田市	京都府の
第十四区	ち和歌山市、鳥取県のうち鳥取市	柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	滋賀県のうち津市及び四日市市
第十五区	久留米市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	滋賀県のうち草津市
第十六区	佐賀県のうち佐賀市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	奈良県のうち伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡
第十七区	北海道のうち夕張市、岩見沢市及び登別市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	和歌山県のう
第十八区	うち小松市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	ち和歌山市
第十九区	長野県のうち上田市、岡谷市及び諏訪市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	青森県のうち青森市
第二十区	川市、安城市、東海市、大府市、岩倉市、豊明市、西春日井郡西枇杷島町、同郡勝幡町、同郡朝日町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡追分町、中川郡音威子府村、同郡中川町、同郡幕別町、天塙郡天塙町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	岩手県のうち盛岡市
第二十一区	上磯町、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡俱知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡南富良野町、上川郡鷹栖町、同郡東	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十二区	播磨町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十三区	奈良県のうち橿原市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十四区	うち小郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十五区	うち大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、筑紫郡那珂川町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十六区	免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡久山町、同郡柏屋町、宗像郡福間町、遠賀郡芦屋町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十七区	郡伊王島町、同郡高島町及び同郡崎戸町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十八区	熊本県のうち荒尾市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第二十九区	北海道のうち北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、上磯郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十区	上磯町、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡俱知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡南富良野町、上川郡鷹栖町、同郡東	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十一区	神楽町、同郡上川町、同郡東川町、同郡朝日町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡追分町、中川郡音威子府村、同郡中川町、同郡幕別町、天塙郡天塙町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十二区	別町、同郡歌登町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清里町、常呂郡常呂町、紋別郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村、同郡幕別町、天塙郡天塙町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十三区	別町、同郡歌登町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清里町、常呂郡常呂町、紋別郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村、同郡幕別町、天塙郡天塙町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十四区	村、沙流郡日高町、静内郡静内町、浦河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室町、同郡中札内村、足寄郡陸別町、鉾淵郡釧路町、川上郡弟子屈町、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十五区	青森県のうち弘前市、八戸市、黒石市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十六区	五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十七区	市、常陸太田市、高萩市、つくば市、牛久市、ひたちなか市、八戸市、黒石市、釜石市、江刺市、二戸市及び岩手郡滝沢村	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十八区	利府町及び黒川郡富谷町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第三十九区	群馬県のうち伊勢崎市、太田市、沼田市、大館市、本莊市、常陸太田市、高萩市、つくば市、牛久市、白石市、常陸大宮市、水戸市、常陸太田市、高萩市、つくば市、牛久市、ひたちなか市、八戸市、黒石市、釜石市、江刺市、二戸市及び岩手郡滝沢村	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十区	邑楽郡大泉町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十一区	埼玉県のうち行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、喜多方市、相馬市及び二本松市	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十二区	伊奈町、同郡吹上町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡嵐山町、同郡小川町、同郡鳩山町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、北相馬郡守谷町、同郡藤代町及び同郡利根町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十三区	和町 千葉県のうち銚子市、館山市、木更津市、佐原市、矢板市、黒磯市、河内郡上三川町、同郡南河内町、下都賀郡壬生町、同郡石橋町、同郡国分寺町、塩谷郡藤原町、那須郡西那	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十四区	白井町 東京都のうち西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町 利島村、新島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十五区	中郷村及び西頸城郡青海町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十六区	丹生郡朝日町、同郡入善町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十七区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十八区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第四十九区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十一区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十二区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十三区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十四区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十五区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十六区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十七区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十八区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第五十九区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十一区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十二区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十三区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十四区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十五区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十六区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十七区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十八区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第六十九区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十一区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十二区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十三区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十四区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十五区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十六区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十七区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十八区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第七十九区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十一区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十二区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十三区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十四区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十五区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町、同郡春日町、同郡坂井町、今立郡今立町、南条郡南条	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十六区	宇奈月町、丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡朝日町、婦負郡八尾町、同郡婦人町、同郡細入村、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、東礪波郡城端町、同郡庄川町、同郡井波町、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十七区	礪波郡福光町及び同郡福岡町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十八区	石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、江沼郡山中町、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村、河北郡津幡町、同郡高松町、同郡七塚町、同郡ノ気町及び同郡内灘町	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	埼玉県のうち川越市
第八十九区	小浜市、大野市、勝山市、鰐江市、吉田郡松岡町、同郡永平寺町		

十六歳 十五歳 十四歳 十三歳 十二歳 十一歳 十歳及 九歳及 八歳 七歳 六歳 五歳 三歳及 二歳 一歳	別表第二の一 第一区における個人別生活費の表（第二条関係）		上欄	下欄	第一区から第五区まで以外の市町村	第六区
	年齢	生活費				
五十八万八千円	五十九万八千円	五十九万八千円	二歳未満	二十七万九千円		
六十万六千円	五十五万七千円	四十八万二千円	三十四万八千円	三十一万円		
五十五万九千円	四十二万九千円	四十四万二千円	三十九万八千円			
五十九万八千円	六十一万五千円	四十五万六千円	四十五万六千円			
六十八万八千円	六十六万六千円	六十六万六千円				

十七歳	五十五万六千円
十八歳	五十二万四千円
十九歳	五十一万二千円
二十歳以上四十歳未満	四十八万八千円
四十歳	四十九万九千円
四十一歳以上五十九歳未満	四十七万八千円
五十九歳	四十六万五千円
六十歳以上六十九歳未満	四十五万二千円
六十九歳	五十三万八千円
七十歳以上	六十二万四千円
別表第二の二 第二区における個人別生活費の表（第二条関係）	
上欄	下欄
一歳未満	二十六万八千円
一歳	二十六万六千円
二歳	二十九万六千円
三歳及び四歳	三十二万六千円
四歳	三十八万一千円
五歳	四十二万四千円
六歳	四十六万二千円
七歳	四十三万六千円
八歳	四十七万四千円
九歳及び十歳	五十九万五千円
十一歳	五十三万五千円
十二歳	五十六万二千円
十三歳	五十八万円
十四歳	五十七万四千円
十五歳	五十九万一千円
十六歳	五十六万二千円
十七歳	五十三万三千円
十八歳	四十八万九千円
十九歳	四十七万七千円
二十歳以上四十歳未満	五十万円
四十歳	四十六万六千円
四十一歳以上五十九歳未満	四十五万六千円
五十九歳	四十四万四千円
六十九歳	四十三万二千円
七十歳以上	五十二万円
別表第二の三 第二区における個人別生活費の表（第二条関係）	
上欄	下欄
一歳未満	二十五万七千円
一歳	二十五万四千円
二歳	二十八万二千円
三歳及び四歳	三十一万五千円
五歳	三十六万五千円

六歳	四十万六千円
七歳	三十九万二千円
八歳	四十一万七千円
九歳及び十歳	四十四万五千円
十歳	五十一万二千円
十一歳	五十六万六千円
十二歳	五十四万九千円
十三歳	五十五万五千円
十四歳	五十四万八千円
十五歳	五十三万五千円
十六歳	五十六万五千円
十七歳	五十七万五千円
十八歳	五十七万七千円
十九歳	四十六万六千円
二十歳以上四十歳未満	四十五万四千円
二十歳以上五十九歳未満	四十四万五千円
二十一歳以上五十九歳未満	四十三万二千円
二十二歳以上五十九歳未満	四十二万三千円
二十三歳以上五十九歳未満	四十万二千円
二十四歳以上五十九歳未満	四十一万三千円
二十五歳以上五十九歳未満	四十二万三千円
二十六歳以上五十九歳未満	四十三万三千円
二十七歳以上五十九歳未満	四十四万三千円
二十八歳以上五十九歳未満	四十五万三千円
二十九歳以上五十九歳未満	四十六万三千円
三十歳以上五十九歳未満	四十七万三千円
三十歳及び四歳	四十八万三千円
三十一歳及び四歳	四十九万三千円
三十二歳及び四歳	五十万三千円
三十三歳及び四歳	五十一万三千円
三十四歳及び四歳	五十二万三千円
三十五歳及び四歳	五十三万三千円
三十六歳及び四歳	五十四万三千円
三十七歳及び四歳	五十五万三千円
三十八歳及び四歳	五十六万三千円
三十九歳及び四歳	五十七万三千円
四十歳及び四歳	五十八万三千円
四十歳以上四十歳未満	五十九万三千円
四十一歳以上五十九歳未満	六十万三千円
四十二歳以上五十九歳未満	六十一万三千円
四十三歳以上五十九歳未満	六十二万三千円
四十四歳以上五十九歳未満	六十三万三千円
四十五歳以上五十九歳未満	六十四万三千円
四十六歳以上五十九歳未満	六十五万三千円
四十七歳以上五十九歳未満	六十六万三千円
四十八歳以上五十九歳未満	六十七万三千円
四十九歳以上五十九歳未満	六十八万三千円
五十歳以上五十九歳未満	六十九万三千円
五十一歳以上五十九歳未満	七十万三千円
五十二歳以上五十九歳未満	五十一万二千円
五十三歳以上五十九歳未満	五十二万二千円
五十四歳以上五十九歳未満	五十三万二千円
五十五歳以上五十九歳未満	五十四万二千円
五十六歳以上五十九歳未満	五十五万二千円
五十七歳以上五十九歳未満	五十六万二千円
五十八歳以上五十九歳未満	五十七万二千円
五十九歳以上五十九歳未満	五十八万二千円
六十歳以上五十九歳未満	五十九万二千円
六十歳及び四歳	六十万二千円
六十一歳及び四歳	六十一万二千円
六十二歳及び四歳	六十二万二千円
六十三歳及び四歳	六十三万二千円
六十四歳及び四歳	六十四万二千円
六十五歳及び四歳	六十五万二千円
六十六歳及び四歳	六十六万二千円
六十七歳及び四歳	六十七万二千円
六十八歳及び四歳	六十八万二千円
六十九歳及び四歳	六十九万二千円
七十歳以上	七十万二千円

別表第二の四 第四区における個人別生活費の表（第二条関係）

上欄 下欄

別表第二の五 第五区における個人別生活費の表（第二条関係）

六十歳以上六十九歳未満	三十九万一千円
六十九歳七十歳以上	四十七万五千円
一歳未満	五十五万八千円
二歳	二十五万四千円
三歳及び四歳	二十八万円
四歳	二十三万三千円
五歳	二十二万八千円
六歳	三十六万九千円
七歳	三十五万六千円
八歳	三十七万八千円
九歳及び十歳	三十六万九千円
十歳	三十三万三千円
十一歳	四十六万七千円
十二歳	四十六万七千円
十三歳	五十万円
十四歳	五十一万七千円
十五歳	五十一万七千円
十六歳	四十九万五千円
十七歳	四十九万五千円
十八歳	四十九万五千円
十九歳	四十九万五千円
二十歳以上四十歳未満	四十八万二千円
四十歳	四十二万円
四十一歳以上五十九歳未満	四十五万六千円
五十九歳	四十三万円
六十歳以上六十九歳未満	五十五万三千円
六十九歳	五十五万三千円
七十歳以上	五十二万円
上欄	下欄
一歳未満	二十二万三千円
二歳	二十六万五千円
三歳及び四歳	二十六万五千円
五歳	二十六万五千円
六歳	二十六万五千円
七歳	二十六万五千円
八歳	二十六万五千円
九歳及び十歳	二十六万五千円
十歳	二十六万五千円
十一歳	二十六万五千円
十二歳	二十六万五千円
十三歳	二十六万五千円
四十七万五千円	三十八万円
四十九万二千円	三十五万五千円
四十四万四千円	三十三万八千円
四十九万五千円	三十五万九千円
四十九万五千円	三十五万九千円

別表第二の六 第六区における個人別生活費の表（第二条関係）

十四歳	四十七万八千円
十五歳	四十六万八千円
十六歳	四十五万六千円
十七歳	四十三万九千円
十八歳	四十万六千円
十九歳	三十九万六千円
二十歳以上四十歳未満	三十六万円
四十歳	三十八万七千円
四十一歳以上五十九歳未満	三十五万円
五十九歳	三十七万円
六十歳以上六十九歳未満	三十六万円
六十九歳	四十二万九千円
七十歳以上	五十万七千円
別表第三の一 第一区における世帯別生活費の表（第三条関係）	
上欄	下欄
一人	五十二万七千円
二人	五十八万三千円
三人	六十四万七千円
四人以上	七十万三千円
別表第三の二 第二区における世帯別生活費の表（第三条関係）	
上欄	下欄
一人	五十万三千円
二人	五十八万三千円
三人	六十四万七千円
四人以上	七十万三千円
別表第三の三 第三区における世帯別生活費の表（第三条関係）	
上欄	下欄
一人	五十五万七千円
二人	六十一万八千円
三人	六十七万二千円
四人以上	六十四万円
別表第三の四 第四区における世帯別生活費の表（第三条関係）	
上欄	下欄
一人	四十八万円
二人	五十三万千円
三人	五十八万八千円
四人以上	六十万九千円
別表第三の五 第五区における世帯別生活費の表（第三条関係）	
上欄	下欄
一人	四十三万二千円
二人	四十七万八千円
三人	五十三万円
四人以上	五十七万七千円

別表第三の六 第六区における世帯別生活費の表（第三条関係）

別表第四の一 第一区における冬季特別生活費の表（第四条関係）		別表第四の二 第二区における冬季特別生活費の表（第四条関係）	
上欄	下欄	上欄	下欄
四人以上	五十四万五千円	四十五万二千円	四十万八千円
三人	五十六千円	二万円	一万六千円
二人	三万四千円	二万四千円	一万二千円
一人	一万八千円	八万二千円	六万三千円
上欄	中欄	中欄	下欄
別表第四の三 第三区における冬季特別生活費の表（第四条関係）	上欄	上欄	下欄
四人以上	二万七千円	一万五千円	十一万八千円
三人	八万六千円	一万九千円	七万二千円
二人	十八万二千円	二万三千円	二万六千円
一人	九万八千円	二十万六千円	二万六千円
上欄	中欄	中欄	下欄
別表第四の三 第三区における冬季特別生活費の表（第四条関係）	上欄	上欄	下欄
四人以上	二万七千円	一万五千円	十一万二千円
三人	八万六千円	一万九千円	七万二千円
二人	十八万二千円	二万三千円	二万六千円
一人	九万八千円	二十万六千円	二万六千円
上欄	中欄	中欄	下欄

別表第五 冬季特別地域の区分 (第四条関係)		別表第四の六 第六区における冬季特別生活費の表 (第四条関係)											
		上欄		中欄		下欄		上欄		中欄		下欄	
上欄	下欄	四人以上	三人	二人	一人	四人以上	三人	二人	一人	四人以上	三人	四人以上	三人
第六級地	二万三千円	四万二千円	六万九千円	七万九千円	十二万円	十六万七千円	一万九千円	三万七千円	五万三千円	七万円	十万五千円	十四万七千円	一万六千円
第五級地	四万二千円	六万九千円	七万九千円	八万九千円	十二万円	十六万七千円	一万九千円	三万七千円	五万三千円	七万円	十万五千円	十四万七千円	一万六千円
第四級地	五万三千円	七万九千円	九万五千円	十一万五千円	十五万円	二十万五千円	一万五千円	三万五千円	五万五千円	八万五千円	十二万五千円	二十万五千円	二万三千円
第三級地	六万九千円	九万五千円	十二万五千円	十五万五千円	二十万五千円	三十万円	二万五千円	四万五千円	六万五千円	八万五千円	十二万五千円	二十万五千円	三万九千円
第二級地	七万九千円	十万五千円	十三万五千円	十五万五千円	二十万五千円	三十万円	三万五千円	六万五千円	八万五千円	十万五千円	十二万五千円	二十万五千円	四万五千円
第一級地	八万五千円	十一万五千円	十四万五千円	十六万五千円	二十万五千円	三十万円	四万五千円	八万五千円	十万五千円	十二万五千円	十五万五千円	二十万五千円	六万二千円

		別表第六 住居費の表（第五条関係）																
		第一欄 北海道（札幌市を除く。）						第二欄 第一区から第四区まで						第三欄		第四欄		
		第一級地			第二級地			第三級地			第四級地			第五級地				
		北海道	青森県	秋田県	岩手県	山形県	新潟県	宮城県	福島県	富山県	長野県	石川県	福井県	群馬県	山梨県	岐阜県	鳥取県	島根県
秋田市		秋田県（秋田市を除く。）	仙台市	宮城県（仙台市を除く。）	岩手県	青森県	札幌市	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区及び第六区	第五区及び第六区	第五区及び第六区	第五区及び第六区	第五区及び第六区	第一級地	第一級地
第三区		第五区及び第六区	第一区	第五区及び第六区	第四区	第五区及び第六区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第七人以上	七人以上	七人以上	七人以上	七人以上	第二級地	第二級地
七人以上		一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	第三級地	第三級地
七人以上		二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	五十五万九千円	三十五万九千円	四十六万四千円	三十二万六千円	六十六万円	第四級地	第四級地
五十五万九千円		四十五万八千円	三十五万九千円	四十二万四千円	三十二万六千円	四十二万二千円	三十二万五千円	四十二万五千円	四十二万五千円	四十二万五千円	四十二万五千円	五十一万二千円	五十五万二千円	五十四万九千円	五十四万九千円	五十一万六千円	第五級地	第五級地

千葉県		東京都		神奈川県（横浜市及び川崎市を除く。）		第一区から第三区まで		第一区及び第六区		第二区及び第三区	
金沢市	石川県（金沢市を除く。）	富山県	新潟市	横浜市及び川崎市	新潟県（新潟市を除く。）	第一区	第五区	第五区	第一区から第三区まで	第一区及び第六区	第二区及び第三区
第三区	第五区及び第六区	第四区	第五区及び第六区	第三区	第五区及び第六区	第四区	第五区	第五区	第一区から第三区まで	第一区及び第六区	第二区及び第三区
一人	二人以上七人未満	一人	二人以上七人未満	一人	二人以上七人未満	一人	一人	一人	七人以上	七人以上	七人以上
四十万六千円	五十七万五千円	三十六万八千円	四十七万九千円	三十九万八千円	三十九万七千円	三十九万六千円	三十三万二千円	二十一万九千円	五十一万六千円	五十七万五千円	五十六万九千円

名古屋市		豊田市		三重県		滋賀県		京都府 (京都市を除く。)		第三区及び第四区		第三区		第一区	
奈良県	兵庫県	大阪府	京都市	京都府 (京都市を除く。)											
第五区及び第六区	第三区及び第四区	第一区、第二区及び第四区	第五区	第一区から第三区まで	第一区	第五区及び第六区	第二区及び第三区	第五区及び第六区	第二区及び第三区	第五区及び第六区	第二区及び第三区	第五区及び第六区	第三区及び第四区	第三区	第一区
二人以上七人未満	一人	一人	一人	一人	一人	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満
二人以上七人未満	一人	一人	一人	一人	一人	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満	二人以上七人未満
五十四万二千円	四十一万八千円	六十四万八千円	四十九万八千円	五十七万六千円	四十八万円	五十七万三千円	五十八万四千円	五十九万二千円	五十七万六千円	五十八万四千円	五十九万三千円	六十万五千円	三十六万七千円	四十一万八千円	四十三万円

別表第七の一 第一区及び第二区における勤労必要経費の表（第六条関係）		七人以上		五十七万五千円	
上欄	下欄	上欄	下欄	上欄	下欄
二百万円未満					
二百万円以上二百五十万円未満					
二百五十万円以上					
別表第七の二 第二区及び第四区における勤労必要経費の表（第六条関係）		五十五万五千円		五十二万五千円	
上欄	下欄	上欄	下欄	上欄	下欄
二百万円未満					
二百万円以上					
	四十七万六千円	五十五万五千円	五十二万五千円	五十九万円	四十九万円
	五十万五千円				